

様式2

大こ青第 号
令和 年 月 日

様

大阪市こども青少年局長
〇〇 〇〇

子育ていろいろ便利帳広告掲載にかかる決定通知書

令和 年 月 日付けで提出がありました申込みについて、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定区分

- ☐ 事業者として決定する
☐ 事業者として決定しない

理由

2. 広告料

金 円（税込）

3. 納入期限

令和 年 月 日

4. 掲載条件

大阪市広告掲載要綱、こども青少年局広告掲載要領を遵守すること。

5. その他

利 用 条 件

(広告の範囲)

第 1 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 大阪市広告掲載要綱第 4 条の規定に定めるもの。
- (2) 子育てに関係しないもの

(広告料)

第 2 条 広告料は指定期日までに一括前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告料の返還)

第 3 条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第 4 条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(決定の取消)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、本決定を取り消すものとする。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めたとき

(広告主の責務)

第 6 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。